長野県北部地震に係る災害救助法が適用された 地域のご契約者の皆さまへ

長野県北部地震により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

長野県北部地震により、多数の方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、下記の地域では、災害救助法の 適用が決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記『カスタマーセンター』までお問い合わせください。

■ 災害救助法適用市町村 【 法適用日:11月22日】

[長野県]

北安曇郡白馬村(きたあづみぐんはくばむら)

北安曇郡小谷村(きたあづみぐんおたりむら)

上水内郡小川村(かみみのちぐんおがわむら)

■ ご照会窓口

カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)

以 上